

台風11号・12号による被災企業者に対する支援措置について

- ① **特別相談窓口の開設**
災害復旧に関する融資制度の相談に応じる特別相談窓口を8月11日に開設。
- ② **緊急災害対策資金**
台風11号・12号による豪雨被害を受けた被災企業者を対象とした、低金利・低保証料の融資制度を8月14日に創設。
(制度概要)
・融資限度額：5,000万円（運転資金は3,000万円）以内
・融資期間：運転5年以内・設備10年以内（据置1年以内）
・融資利率：1.70%以内
・保証料率：0.20%
・融資枠：10億円
・実施期間：平成26年8月14日（木）～平成26年10月31日（金）
- ③ **緊急災害特別対策資金**
災害救助法の適用を受けた那賀町の被災企業者を対象とした「無利子」「保証料不要」の融資制度を8月27日に創設。
(制度概要)
・融資限度額：1,000万円（運転資金は300万円）以内
・融資期間：運転5年以内・設備10年以内（据置1年以内）
・融資利率：無利子
・保証料率：保証料不要
・融資枠：4億円
・実施期間：平成26年8月27日（水）～平成26年10月31日（金）
- ④ **緊急災害対策資金利子等補給補助金**
地域の被災状況に応じて、市町村と一体となって、きめ細かく、被災企業者の事業再建を支援するため、「緊急災害対策資金」の利子等の引き下げに関する市町村への補助制度を9月補正予算にて計上。
(制度概要)
「緊急災害対策資金」の利子・保証料について、市町村が被災企業者の利子等の負担を軽減するため、利子等の補給を行う場合、当該市町村に対してその費用の2分の1を補助する。
(補正予算額)
2,000千円